

セクシュアル・ハラスメント防止対策の課題

樽川典子

社会科学系助教授・女性教官懇話会

男女雇用機会均等法の改正、男女共同参画基本法の制定をきっかけに、各大学がセクシュアル・ハラスメント対策に着手し、筑波大学でも昨年11月に苦情相談体制がスタートした。この間、女性教官懇話会は準備段階から協力し、メンバーの一部が相談業務にもあたってきた。およそ1年がたったが、総論において賛成されても、細部になると意見が分かれる問題だけに、対応システムを十分なかたちで整備し、成熟させるにはなお時間をかける必要がある。学生・大学院生の相談に応じ、また本学や他大学で生じた問題とその対応について情報交換をかさねてみると、いくつかの課題もあきらかになりつつある。

苦情相談体制は、改めていうまでもなくセクシュアル・ハラスメント対策の最前線である。それが大いに活用される事態は、大学の品位の低下であって好ましくないという判断もあるだろうが、快適な学

習・研究・労働環境の確保と、事態の深刻化を防止する意味ではむしろ望ましいと考える。学生・院生は、被害を訴えることで教官との関係が悪化し、学習・研究のうえで不利益をうけることを非常に恐れている。それゆえ相談を躊躇し、深刻な事態にいたった残念な例もある。大学は、研究、教育の実績にもとづいて、教官に大きな影響力を付与し行使を認めるシステムである。これを考慮すれば、学生・院生のためらいや不安を除去するため、十分な配慮をしても配慮のしすぎとはいえない。また苦情相談体制に利用を抑制する要素がないか、細心のチェックをくり返す必要もあるだろう。その基準については、まだ確定的なものが存在しない。ただし、セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークの情報にもとづいて判断すれば、各大学での試みとその問題点を踏まえ、次のような条件の整備が望ましいと考えられる。

- (1) 所属組織外の第三者を選択できる
相談窓口を設置する
- (2) 調査委員会は当事者の所属と無関係の第三者機関とする
- (3) 調査委員は対応方法の訓練をうける
- (4) 必要に応じた措置をおこなう
- (5) 守秘義務の原則を徹底する
- (6) 公平性の原則を徹底する
- (7) 相談者や委員会委員の選出では性別構成を考慮する

このように相談体制は、相談の受付、相談内容に応じた調査、措置にわたることができる。そのうち相談の受付については、筑波大学をはじめとして多くの大学が、女性教官を中心にして電話やメールで相談サービスにあたるなどの配慮がほどこされている。問題として指摘される事柄は、調査と措置にかかわる(2)(3)(4)である。教育・研究組織単位で調査委員会を設置するシステムを採用する大学が多く、本学もその例にならっている。これは、学生・院生が被害者のばあい、二重の意味で適切な対応をより困難にする可能性をはらんでいる。

第一に、利害関係がない相談員を選ぶことは可能になったが、調査委員会の設置や行為に対する措置は、教育・研究組織を単位としておこなわれることの限界

である。学生・院生が所属する教育・研究組織に調査委員会を設置するとなれば、その主旨の説明と結果の報告が不可欠であり、相談の事実が相手に伝わり第三者に相談した意味がない。このシステムではプライバシーが保持されにくく、訴えの後に不利益をうける不安は解消されない。筑波大学でも相談員からこのシステムを説明された学生・院生から、相談サービスの利用の辞退があった。悲しいことに他大学での経験によれば、学生・院生からの訴えがいつのまにか漏れてしまい、被害者がそれによって白眼視される問題も生じている。

第二に調査委員会側の限界である。委員会はヒアリングによって具体的な事実関係を調べ、行為の適否を判断し、必要があれば措置の原案を作成しなければならない。客観的な判断をおこなおうとすれば、周囲の学生・院生や教官に対するヒアリングも実施の必要がある。いずれもプライバシーに抵触する作業であり、行為の程度によっては加害者に対する不利益処分も検討する。これらの作業を、同僚に対して徹底的に実施することがほんとうに可能であろうか。従来の対応ではその限界があると認識されたからこそ、新たな相談体制が必要とされたはずである。また調査の過程では、被害者の

心理に応じた配慮を必要とする。委員
個々人の資質と努力に依存しているかざり、
配慮に欠けた調査の実施によって二次
的ないやがらせを生む危険がある。

教育・研究組織を単位とする対応には、
「学部自治」の慣行が少なからず投影し
ていよう。「学部自治」は、教官が外部
の干渉から自律し、学生を保護するため
の原則として尊重されるべきである。し
かしセクシュアル・ハラスメントは、組
織内部の教官の行為に起因して発生する
学生の被害である。人権侵害に関する事
柄については、この原則を留保すること
の検討も必要であろう。

最後に、本学ではセクシュアル・ハラ
スメント・ガイドラインをもたず、相談
体制をスタートさせた。しかし、セク
シュアル・ハラスメントの定義と防止す
る基本方針が共有されないかざり、効果
的な対応策を講じることはむづかしい。
嫌がらせ行為の定義をめぐる論争に終始
して、相談窓口と相談連絡会が孤軍奮闘
したり、被害者と加害者のあいだで当該
教育組織が苦悩しかねない。こうした事
態を避けるためにも、図で例示したよう
な諸レベルで対応するシステムの形成が
もとめられる。

(たるかわのりこ 家族社会学)

セクシュアルハラスメント・ガイドライン に必要な事項

防止委員会

- ・ 防止、研修・啓発、対策に関する基本的施策の決定
- ・ 中立性、秘密保持、選択性など原則の確立

対策委員会

- ・ 相談窓口の運営
- ・ 調停・調査委員会の設置
- ・ 措置

予防対策の情報提供機関